別紙様式１

宿　舎　貸　与　申　請　書

　 　　　　　　　　 　　　　年　　月　　日

 国立大学法人小樽商科大学長　殿

 　　　 現　　　住　　　所

 　　　 所　属　部　課　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　 職 名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　フリガナ

 　　　氏 　　　　名

　宿舎の貸与を受けたいので申請します。なお，下欄記載の同居者についても，併せて申請します。

　宿舎の使用については，国立大学法人小樽商科大学宿舎規程及び指示に反しないことを確約します。

１　申請の理由

２　自宅保有の有無

|  |
| --- |
|  自宅（１戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸）を　保有している　保有していない |
|  （以下該当者が記載） 自宅の所在地  宿舎貸与の必要性が失われない理由 |

３　同　居　者

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏　　　　　名 | 年　　令 | 性　　別 | 本人との続柄 | 職　　業 | 備　　考 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

|  |
| --- |
|  |

宿　舎　貸　与　承　認　書

　　　　　年　　月　　　日

 　　　　　　国立大学法人小樽商科大学長　　　　　　　　　　　印

　上記申請者に対し，下記のとおり宿舎の貸与を承認します。また，上記同居者についてもあわせて承認します。

記

１　宿舎

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種 類 | 構 造 | 所　　　　　在　　　　　　地 | 戸　　　　番 |
| 　 有 料 |  |  小樽市　　　丁目　　番　 |  　　　　　　 　　棟　　号 |
| 専　用　面　積 | 宿舎使用料月額 | 入　　居　　日 | 備　　　　　　考 |
|  　　　　　　　 ㎡ |  　　　　　　円 |  　　　年　　月　　日 | 裏面２の貸与の条件参照 |

 　　　　 （注）宿舎使用料月額には，自動車の保管場所に係るものを含まない。

（裏面）

２　宿舎貸与の条件

　（１）被貸与者（宿舎の貸与を受けている者をいう。以下同じ）は、善良な管理者の注意をもってその貸与を受けた宿舎を使用しなければならない。

　（２）被貸与者は、その貸与を受けた宿舎の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住の用以外の用に供し、又は当該宿舎につき学長の承認を受けないで改造、模様替その他の工事を行ってはならない。

　（３）被貸与者は、その責に帰すべき事由によりその貸与を受けた宿舎を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

　　　　ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基くものである場合には、この限りでない。

　（４）天災、時の経過その他被貸与者の責に帰することのできない事由により宿舎が損傷し、又は汚損した場合においては、その修繕に要する費用は、本学が負担する。ただし、その損傷又は汚損が軽微である場合には、この限りでない。

　（５）宿舎の貸与を受けた者が次の各号の一に該当することとなった場合は、その該当することとなった日から２０日以内に当該宿舎を明け渡さなければならない。

　　　一　役職員でなくなったとき。

　　　二　死亡したとき。

　　　三　転任、配置換、勤務地の移転その他これらに類する事由により当該宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。

　　　四　当該宿舎について本学の事務又は事業の運営の必要に基づき先順位者が生じたためその明渡しを請求されたとき。

　　　五　本学において当該宿舎につき宿舎の廃止をする必要が生じたためその明渡しを請求されたとき。

　（６）宿舎の貸与の承認を受けた者は、１の入居日から１０日以内に宿舎に入居しなければならない。入居期限までに入居しないときは、貸与の承認を取り消すことがある。

　（７）被貸与者が宿舎を明け渡す場合には、明け渡す日の５日前までに明け渡す日を届け出ると共に、宿舎を正常な状態において引き渡さなければならない。ただし、やむを得ないときは、この限りではない。

　（８）被貸与者は、申請書記載事項のうち、２（自宅保有の有無）について変更が生じた場合には、すみやかに宿舎担当者へ届け出なければならない。

　（９）被貸与者は、新たに主としてその収入により生計を維持する者以外の者を臨時に同居させようとするときは、すみやかに宿舎担当者へ届出を行い、維持管理機関の承認を得なければならない。

　（１０）鉄筋及びブロックでは犬、猫等のペットを飼ってはならない。

　（１１）上記の他、被貸与者は、宿舎の使用についての指示に反してはならない。